

東京都立竹早高等学校 父母と教師の会 会則

第一章 総 則

第1条《名称》

本会は東京都立竹早高等学校父母と教師の会（略称：竹早高校PTA）と称し、事務所を同校内に置く。

第2条《目的》

本会は、会員相互の理解と協力により、東京都立竹早高等学校（以下本校）の保護者と教師が親睦を深め、教育の振興と本校生徒の人格形成に寄与することを目的とする。

第3条《事業》

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 本校の教育環境の整備・充実
2. 生徒の福祉厚生を増進並びに体位の向上
3. 生徒の文化活動の促進
4. 会員相互の親睦並びに教養の増進
5. その他本会の目的達成のために必要と認める事業

第二章 会員および役員等

第4条《会員》

本会の会員は本校在校生徒の保護者と本校教職員とする。

第5条《役員》

本会には次の役員を置く。

- | | |
|-----|--------------------|
| 会 長 | 1名（保護者） |
| 副会長 | 3名（保護者）、教職員1名（副校長） |
| 会 計 | 2名（保護者） |
| 書 記 | 4名（保護者2名、教職員2名） |
| 監 事 | 2名（保護者） |

第6条《役員を選出・任期》

1. 本会の役員は全会員中より選出し、総会で承認を得るものとする。
その任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 教職員の役員については校長がこれを推薦する。

第7条《補選》

役員に欠員が生じ補充する場合には、評議員会にて承認を得るものとする。ただし、その任期は残存期間とする。

第8条《役員の仕事》

本会の役員の仕事は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し、会務を統べる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
3. 会計は本会の会計をつかさどる。
4. 書記は会議の議事を記録し、各種の会合について通知する。
5. 監事は本会の会計を監査する。

第9条《委員》

本会に次の委員をおく。
学年委員、研修委員、広報委員および特別委員とする。

第10条《理事・評議員》

本会に次の理事・評議員をおく。ただし、理事は評議員を兼ねる。

理事	各委員会の正副委員長（保護者） 総務部主任、各学年主任（教職員）
評議員	各委員会の委員（保護者） 総務部教員（教職員）

第11条《顧問》

本会には顧問をおくことができる。顧問は会長が推薦し総会の承認を得るものとする。
会長の諮問に応じて必要な助言等を行い、すべての会議に出席し意見を述べるすることができる。
顧問の任期は1年とする。ただし重任は妨げない。

第三章 会 議

第12条《会議の種類》

会議は総会（定期・臨時）、評議員会、理事会、役員会、および委員会とする。

第13条《議決》

議決は第22条に定めるものを除き、委任状も含めて出席者の過半数をもって決定する。

第14条《総会》

総会は本会の最高議決機関であり会長がこれを招集する。定期総会および臨時総会がある。

1. 定期総会は原則として毎年5月に開き、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 前年度事業報告と決算
 - (2) 新年度役員
 - (3) 新年度事業計画と予算
 - (4) その他の重要事項
2. 臨時総会は理事会が必要と認めた場合、または全会員の3分の1以上の要求があった場合に開く。
3. 総会の成立は委任状も含めて全会員の過半数をもって成立する。
4. 緊急を要する場合は評議員会で決定し、次期総会に報告するものとする。

第15条《評議員会》

総会につぐ機関として評議員会をおく。
評議員会は、本会の事業計画案、予算案、予算修正案、その他の重要事項を評議決定する。
役員および評議員をもって構成し、会長または理事会で必要と認めた場合これを開く。

第16条《理事会》

本会の運営全般にわたり協議の上執行する機関として理事会をおく。
役員および理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

第17条《役員会》

本会の運営全般にわたり調整する機関として役員会をおく。

役員をもって構成し、会長がこれを招集する。

第18条《委員会》

本会の事業を行う上に必要な委員会をおく。

委員会は、1 学年委員会、2 学年委員会、3 学年委員会、広報委員会、研修委員会および特別委員会とする。

第四章 会 計

第19条《経費》

本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第20条《会費》

本会の会費は次のとおりとする。

1. 保護者の会費は、生徒一人につき年額3,600円とする。
ただし、年度途中での転編入または転出・退学等の場合は細則に定める。
2. 教職員の会費は年額1,000円とする。
3. 本会の会費は、会員の同意に基づき徴収する。

第21条《会計年度》

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

第22条《細則》

本会の運営上必要な細則は、会則の範囲内で理事会にて決定する。なお、その細則は次期の総会に報告し、承認を得なければならない。

第23条《会則の改正》

本会の会則の改正は総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第24条《学校長》

学校長は本会の名誉会長とし、学校を代表してすべての会議に出席し意見を述べることができる。

第25条《施行期日》

本会則は昭和44年4月1日から施行する。

昭和44年5月24日改正、昭和45年6月13日一部改定、昭和46年5月27日一部改定、昭和47年5月27日一部改定、昭和52年5月21日一部改定、昭和57年5月15日一部改定、昭和58年5月14日一部改定、昭和62年5月16日一部改定、平成5年5月15日一部改定、平成7年5月20日一部改定、平成9年5月17日一部改定、平成10年5月16日一部改定、平成11年5月29日一部改訂、平成12年6月3日一部改定、平成15年5月17日一部改定、平成16年5月15日一部改定、平成17年4月30日一部改定、平成18年5月20日一部改定、平成19年5月19日一部改定、平成27年5月9日一部改定、平成28年5月14日一部改定、平成29年5月20日一部改定、平成30年5月19日一部改定、令和元年5月18日一部改定、令和2年5月30日一部改定

細 則

細則1 各委員会の構成と活動内容

学年委員会

1. 保護者の評議員と役員若干名、および教職員（各学年主任）をもって構成する。
2. 委員長、副委員長、会計、書記は互選する。
3. 会員の懇親・意見交換の場を検討し開催する。
 - ・学年懇親会の企画・実施ほか（1、2学年）
 - ・「卒業を祝う会」の企画・実施ほか（3学年）
4. 翌年度の委員選出
5. 理事会に出席する（正副委員長または代理の委員）

広報委員会

1. 保護者の評議員と役員若干名、および教職員をもって構成する。
2. 委員長、副委員長、会計、書記は互選する。
3. 広報誌「TAKEHAYA」その他の編集・発行にあたる。
4. 理事会に出席する（正副委員長または代理の委員）

研修委員会

1. 保護者の評議員と役員若干名、および教職員をもって構成する。
 2. 委員長、副委員長、会計、書記は互選する。
 3. 竹早祭での父母と教師の会コーナーおよび各種研修に関する事業を企画・実施する。
 4. 理事会に出席する（正副委員長または代理の委員）
- 尚、上記委員会委員（評議員）の人数は、各学級より2名を目安とする。

特別委員会

1. 人数は活動内容に応じて定めるものとする。
 2. 委員長、副委員長、会計、書記は互選する。
 3. 主に周年行事実行委員会、会則（規約）検討委員会等の特別な活動を行う。
 4. 理事会に出席する（正副委員長または代理の委員）
- ただし、任期は任務終了までとし、評議員とはならない。

細則2 転編入または転出・退学時の会費

生徒の転編入または転出・退学等の場合は、会費を月割り（月額300円）にて徴収または返金する。
なお、特別の事情が生じた場合には、会員の申し出により、そのつど検討する。

細則3 弔慰・見舞い等

1. 会員等の死亡の場合の弔慰金は下記による。

会員本人	10,000円
生徒	10,000円

特別な場合、この規定により難いと認められるときは、そのつど適宜な措置を取ることができる。
2. 会員が、風水害・火災・その他の事故にあった場合は、見舞金をおくることができる。

細則4 災害時等の周年記念事業積立金の転用

地震、風水害、火災、疫病その他の重大な災害・事故等により、緊急に物品購入・支援金等の必要が生じた場合には、会長（会長が執務困難な場合にはその代理者）の判断において、周年記念事業積立金のうちの相当額を充てることができる。

細則5 個人情報取扱規則

本会で収集した会員の個人情報の取り扱いは「竹早高等学校父母と教師の会個人情報取扱規則」（別記）に従う。

附則 この細則は令和2年5月30日より施行する。令和3年3月12日一部改定。

東京都立竹早高等学校 父母と教師の会 個人情報取扱規則

第1条（目的）

東京都立竹早高等学校父母と教師の会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報」）の取扱いについて、本会会則の細則にて定めることを目的とする。

第2条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報保護に努めるものとする。

第3条（管理者）

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は監事を除く役員・委員とする。

第5条（秘密保持義務）

個人情報の管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条（取得方法）

本会は、個人情報を取得する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを取得する時はあらかじめ本人同意を得ることとする。

第7条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- ① 会費請求、管理等のための連絡
- ② 文書等の送付
- ③ 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- ④ 委員選出及び役員候補者選出、その他のPTA活動実施のため

第8条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

第9条（管理）

個人情報は、管理者又は取扱者が保護するものとし、適正に管理する。なお、不要となった個人情報は管理者の責任において適正かつ速やかに破棄するものとする。

第10条（保管および持ち出し等）

個人情報データ、個人情報を取り扱う電子媒体については施錠できる場所にて適正に管理する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第11条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人命、身体又は財産の保護のための必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条（第三者提供に係る記録の作成等）

前条の場合を除き、個人情報を第三者に提供した時は次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 提供する対象者の氏名
- ③ 提供する情報の項目
- ④ 対象者の同意を得ている旨

第13条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第11条の場合を除く）から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 第三者が個人情報を取得した経緯
- ③ 提供を受ける対象者の氏名
- ④ 提供を受ける情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第14条（情報開示等）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

第15条（漏えい時の対応）

個人情報を漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者である会長に報告する。

第16条（苦情の処理）

本会は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第17条（改訂）

本規則は、理事会において改訂する。

附則

本規則は、令和2年5月30日より施行する。